

議案第 2 号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成 22 年 6 月 16 日

沖縄県教育委員会

教育長が、議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」に対する意見を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和 47 年沖縄県教育委員会規則第 5 号）第 4 条第 2 項の規定により、別紙のとおり承認する。

(別紙)

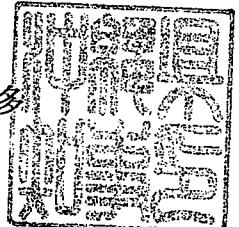
議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例」に対する意見

議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、異議ありません。

教生第422号
平成22年6月8日

沖縄県教育委員会委員長 殿

沖縄県知事 仲井眞弘多



県議会提出予定議案に係る意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、別紙議案「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」について、貴委員会の意見を求めます。

条例案の概要の説明

部課名 教育庁生涯学習振興課

1 件名

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

2 改正の経緯及び必要性

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家（以下「施設」という。）の管理を指定管理者に行わせる必要がある。

3 改正案の概要

- (1) 施設の管理を指定管理者に行わせることとした。（第4条及び第18条関係）
- (2) 施行日は、平成23年4月1日とし、必要な経過措置を設けることとした。（附則）

4 根拠法令

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2
- (2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第5条第4号及び第6条第2号
- (3) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条

5 関係各課との調整状況

財政課と調整済

6 添付資料

- (1) 新旧対照表
- (2) 根拠法令等の参考条文
- (3) その他参考となる資料

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条中「沖縄県立名護青少年の家及び沖縄県立糸満青少年の家に限る」を「沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家を除く」に改める。

第18条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の改正後の沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第7条の規定による指定管理者の指定及び改正後の条例第14条第3項の規定による利用料金の承認並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第6条から第8条まで及び第14条第2項から第4項までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際教育委員会がした使用の許可その他の行為で現にその効力を有するもの又は現に教育委員会に対してされている申請その他の行為で、この条例の施行の日以後は、指定管理者が管理することとなる業務に係るものは、同日以後においては、改正後の条例中の相当する規定に基づいて指定管理者がした利用の許可その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日前に教育委員会が沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の使用に関し行った許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。

平成22年6月16日提出

沖縄県知事 仲井眞弘多

理 由

沖縄県立石川青少年の家及び沖縄県立玉城青少年の家の管理を指定管理者に行わせる
必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

新旧対照表

沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成20年沖縄県条例第49号）新旧対照表

改 正 案	現 行
(指定管理者による管理) <u>第4条 青少年の家（沖縄県立宮古青少年の家及び沖縄県立石垣青少年の家を除く。以下この章において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u> (職員)	(指定管理者による管理) <u>第4条 青少年の家（沖縄県立名護青少年の家及び沖縄県立糸満青少年の家に限る。以下この章において同じ。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。</u> (職員)
(削る) <u>第18条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第2項の規定により、次に掲げる青少年の家に事務職員その他所要の職員を置く。</u> (削る) <u>(1) 沖縄県立石川青少年の家</u> <u>(2) 沖縄県立玉城青少年の家</u> <u>(3) 沖縄県立宮古青少年の家</u> <u>(4) 沖縄県立石垣青少年の家</u>	(削る) <u>第18条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第31条第2項の規定により、次に掲げる青少年の家に事務職員その他所要の職員を置く。</u> (1) 沖縄県立石川青少年の家 (2) 沖縄県立玉城青少年の家 (3) 沖縄県立宮古青少年の家 (4) 沖縄県立石垣青少年の家